

商工課の補助金を申請される事業者様へ

【補助金の申請手順】

- ① 補助金交付申請書に必要書類を付して市商工課へご提出ください。
- ② 提出後、申請状況によって左右されますが約2週間後に交付を決定/不決定します。
- ③ 交付決定後、事業に着手（費用支払いを含む）してください。
- ④ 事業終了後、原則として年度末までに（例外あり）補助事業実績報告書に必要書類を付して市へご提出ください。費用の支払いがわかる書類（領収書、内訳が無い場合は請求書等も必要）は必須です。
- ⑤ 交付決定内容と相違が無い場合、補助金交付額確定通知書をお送りし、補助金の振込手続きをご案内します。

【ご注意】

- ※ 補助金交付申請書提出前に事業に着手した場合（特に費用の支払い）、補助金の対象とすることができません。くれぐれもご注意ください。
- ※ 原則として交付申請時の内容で事業を進めていただきます。万やむを得ず事業内容を変更する場合、別途手続きが必要となりますので市商工課（0577-62-8901）までご連絡ください。

飛騨市役所 商工課